

令和6年度第2回沖縄県環境影響評価審査会 議事概要

【日時】 令和6年9月5日（木）10：30～11：40

【場所】 沖縄県自治研修所 8階 特別研修室（那覇市西3-11-1）

【出席者】

- ・ 沖縄県環境影響評価審査会委員
（会場） 日高会長
（オンライン） 棚原副会長、岡本委員、廣瀬委員、尾方委員、高原委員、佐々木委員、
傳田委員、齊藤委員、須田委員、安里委員
- ・ 事務局（沖縄県環境政策課） 仲地課長、前川班長、崎枝主任技師、呉屋主任、
濱川主事

【議題】

- ・ 沖縄北部テーマパーク事業に係る事後調査報告書について（答申案の審議）

事務局より、事業概要及び事後調査報告書に係る審査概要について説明を行った後、質疑応答を行った。

【質疑・応答】 ※（）については、議事概要の作成に当たり事務局で追記

<委員>

答申案の3のヤエヤママドボタルについてですが、現地確認の後に調査の内容が心配になって、調査を行っている業者の方に問い合わせしてみたのですけれども、今月から夜間の調査もできるようになったと回答をいただいていますので、その辺りを県の方でも確認いただければと思います。

ヤエヤママドボタルは、夜間の調査をしないと、ほぼモニタリングはできませんので必ず夜間の調査を実施するという形にさせていただきたいと思います。

もう1つ、外来種に関して、侵入が懸念されるのがグリーンアノールです。

工事車両の出入りが盛んになると、必ずと言っていいほどグリーンアノールが入ってきますので、グリーンアノールについても有効なモニタリングを実施するというようなことを書き加えていただければと思います。

その他には、タイワンスジオという蛇がいるのですが、これはトラップを仕掛けないと、ほぼ調査ができませんので、タイワンスジオに関してもトラップを用いたモニタリング調査を実施するよう追加していただければと思います。

特に、やんばるの世界自然遺産地域が近いですから、ここに絶対入れてはいけない外来種は、タイワンスジオとグリーンアノール、ヤエヤママドボタルですので、そのあたりはかなり強力にモニタリングを実施していただくよう書き加えていただければと思います。

<事務局>

ヤエヤママドボタルの調査の実施状況、今月から夜間調査ができるようになったのかということ、グリーンアノール、タイワンスジオについても調査を追加して欲しいという内容でよろしいでしょうか。

<委員>

その内容で結構です。

タイワンハブも深刻ですけど。こちらはもうこの周辺に高密度で分布していますので、どうしようもないという部分もありますから、それ以外の侵入していないものについての対策をしっかりとっていただきたいと思います。

<事務局>

ヤエヤママドボタルの夜間調査について、事業者の確認を取ったところ、環境影響評価に関するものは別の調査として、今月1回の夜間調査を行ったと伺っています。

この調査が継続的に行われるのかについては、情報がありませんので、事業者の確認をし、答申に反映させたいと考えています。

また、グリーンアノールとタイワンスジオの調査の（答申への）追加に関しては調整させていただきたいと思います。

文面については委員にご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

<委員>

よろしくお願ひいたします。

<委員>

答申案で豎排水について指摘しているのは、非常にいいことだと思います。

事後調査報告書の56ページの5次施工における流域図というのを見て、縦排水は濁水処理施設（沈砂池）のに補足的なものかと思っていたのですが、実際は、それと並行して流れる、むしろ独立した濁水処理施設として理解したほうがいいのかということでしょうか。

<事務局>

その通りです。

<委員>

そうしますとそれが沈砂池を通さずに、調整池の方に入っていくということですね。

<事務局>

そうです。

事後調査報告書の56ページの図にある通り、堅排水を通ったものについては、濁水処理施設（沈砂池）に入らず、調整池まで流れていくようになっています。

<委員>

堅排水をそれぞれ1個ずつ調べるのは大変ですが、それが集まる地点で、200 mg/L 以下であるということを確認して欲しいという答申案ですよね。

<事務局>

その通りです。

<委員>

これは今まで見逃していた点でよかったですと思います。

これが確認されれば、沈砂池及び堅排水の排出口では、赤土の基準値を満たしていることになるわけですよね。

<事務局>

工事区域から排出される濁水が基準を満たしているかどうかを確認できると考えています。

<委員>

実際には事業実施区域からの外界に向かっての、流出も200 mg/L 以下でないといけないというルールなのではないでしょうか。

<事務局>

本事業では、工事区域以外に排出する際の数値を200 mg/L 以下とするとなっていますので、事業を行っていない箇所でも200 mg/L 以下にするというのは難しい部分もあるのですが、事業者の方で、赤土等流出防止条例の濁水処理施設から出る処理水の濁度の測定に加え、調整池に入ってくる濁水の測定も行っており、その数値が高い場合、崩落箇所があるのではないかと確認し、補修を行っている状況です。

<委員>

審査概要の7ページで「評価書での予測値に比べて、非常に増えている」とされている。

しかも、200 mg/L を超えているという現状なので、工事区域外だけでも、事業実施区域内からの流出の可能性が高いということであれば、調整池の出口でこれを抑える努力をしないとイケないということになりますよね。

<事務局>

その通りだと思います。

<委員>

今回、調整池を浚渫して沈砂能力を高めるというのは非常にいいことであり、調整池を含めたシステムとして、赤土流出を抑えるという点では努力をしていると思いました。

その結果を、次年度以降評価していただければ、なおいいと思います。

<事務局>

いただいたご意見について、今回の事後調査の答申に含められるか検討し、含められないような場合にも事業者へ伝えたいと思います。

<委員>

植物の外来種のことなのですが、ツルヒヨドリに関しては調査をしていただいでいてこれで良いと思います。

重点対策種にはなっていないのですが、植物の外来種のメリケンソウは非常に問題になっていて、その生態的な影響というよりは果実にすごく鋭い棘があるので怪我をする恐れがあるということで、特にこういうレジャー施設では神経を使わなければいけないところではないかと思います。

まだ造成などを行っている段階で、これが入ってくるとしてもそんなに影響はないと思いますが、よければ調査対象に加えていただければと思います。

<事務局>

事後調査の対象とするかどうかについては、検討させていただきたいのですが、レクリエーション施設には不向きな植物だと思いますので、その侵入について注意するよう業者に伝えたいと思います。

<委員>

よろしくをお願いします。

特に芝生を利用するような状況で問題になることが多いですので、県の自然保護課もパンフレットを作っていると思いますので、こういう情報を現場の方と共有していただければと思います。

<委員>

そもそも論なのですが、この工事実施区域以外のところは絶対に工事しないのでしょうか。

本事業の事業実施区域は、すごく広いところを取っていて、少なくとも（事後調査報告書の7ページの図の）11番から15番ホールの範囲も今後、工事が入ると思うのですけ

ど、そのようなことはないのでしょうか。

その他の山は絶対にさわらないのでしょうか。

非常に大きなレジャー施設になると思うのですが、第二期工事、第三期工事のような形でうまくいったら広げていこうというようなことも考えているのでしょうかし、総合的な部分のことも、環境影響評価の中でやるのは難しいと思うのですが、県としては指導する形で何かやらないと、この会議の内容からは逸脱するのかもしれませんが、色々なところを考えないといけないのではないかと感じました。

例えば、調整池のAとかBは完全に（事業実施区域の）外側ですけど、ここも全部含まれるような話となるでしょうし、色々なところがそのように思いましたので、あえて言わせていただきました。

回答はないと思いますが、お願いします。

<事務局>

事後調査報告書の審査の中で、今後、工事区域外を開発する計画があるかということを実業者に確認したところ「現在のところは、今回の改変範囲から変更することは考えていないが、開園後の営業状況を見て、今後検討することもあると思います」という回答を受けています。

そのような場合は、環境影響評価の手続のやり直しまではいかなくても、もう一度、環境影響評価をやっていただくようなことも必要になると思いますので、具体的なお話が出てきた時点で、事業者と調整するとともに、開発許可など関連する部局とも情報共有を図っていききたいと考えています。

<委員>

こちらの事業に加えて、周りにホテルを建てるといった別の事業者についてもそれらの全部を含めて、ここの部分の改変をどのように見るかということをししないと、本来はいけないのではないかと思いますので、県が指導して、何かやれるようにできないものかという考えです。

<事務局>

本事業以外の、例えばホテル建設などに対しては、こちらの権限が及ばないと思いますが、本事業の事業者に対して、提携するホテルなどに対して、環境影響を下げるように取り組んでいただきたいといったお話はできると思いますので、そのような形で伝えたいと思います。

<委員>

今回の計画にないものを作る場合には、修正のようなものを出さないといけないということなのでしょうか。

<事務局>

事業によって異なると思うのですが、これまでに環境影響評価の手続が行われた事業では、事業実施区域内の工事区域を変更して行う場合であって、その程度が小さい場合に

は、工事を行わないとしていた箇所について、改めて調査、予測、評価を行い、環境保全措置や事後調査を検討した上で工事に着手するという事例が多いです。

<委員>

ツルヒヨドリのことを一点だけ確認させていただきたいのですが、(審査概要にツルヒヨドリの確認箇所が)プロットされていた図があったと思うのですが、南側の元ゴルフ場跡も含めて、線路上に出てきていると思うのですが、増えてきているのでしょうか。

プロット数とその時間的な変化について情報がありますでしょうか。

工事開始後、増えてきているのか、それとも、元々こうだったのかという情報がありますでしょうか。

<事務局>

ツユヒヨドリの駆除は、令和4年度から行われており、事業実施区域内を確認し、確認されたものを駆除したとしています。

そのため、令和5年度に事業実施区域内で確認されたツユヒヨドリは、新たに侵入したものと考えられます。

南側については、令和5年度から調査が行われているため、これまでに侵入してきたものを含むと考えられます。

<委員>

(ツユヒヨドリの)対策をされているということですが、どの程度までを目指しているのか確認をしたいのですが、今でもこれだけ既に入っていると、造成が終わって、供用が始まると一気にツルヒヨドリが広がる、赤枠で囲われている地域内(事業実施区域内)にも一気に広がると予想されるのですけれども、それを抑えるぐらいに徹底的にこの地域からは駆除するつもりなのか、ある程度、表面的に出ていったら、駆除して後は放置という形なのか、その辺の本気度がどのくらいあるのか。

<事務局>

供用後にどの程度までツルヒヨドリを駆除していくのかについては、確認しておりませんので、事業者を確認して共有させていただきます。

<委員>

(ツルヒヨドリは)本部半島全体にかなり入っていると思いますので、ここ1ヶ所だけの話ではもちろんないのですが、まとまった面積で定着してしまうとここから次への拡散、分散というのが深刻になってしまうので、レジャー施設でアクセス道路とかこれからどうなるのかは把握していませんが、おそらく現状の道路では捌ききれないと思うので、何らかの拡張などの工事もあるのかと推測はしていますが、人の出入りが多くなると、その分だけ移動の可能性も上がってきますので、ここに大きな外来種の拠点を作るのは望ましくないということで、委員のお話にもありましたけど、やはりやんばるが比較的近いので、この間の人の移動ということも含めて、この辺りの(外来種の)大きな塊は作りたくないということで、頭に入れておいていただけるとよいかと思います。

<事務局>

いただいたアドバイスに関しては、事業者の方にも共有したいと思います。

<委員>

答申案の1の調整池の浚渫ですが、現地確認の際にも事業者の方に少しお話をしたのですが、アクセス道路を整備するという話でしたが、このような斜面地のアクセス道路はエロージョン（浸食）を受けて、崩落が起こる可能性が非常に高いので、工事の工法をどうするのか、そのような危険性にどう配慮して工事を進めるのかということ、事後調査報告書の中に書いていただくようお願いしたいと思います。

もう1点は先ほど委員のお話の中にもありましたが、観光客の安全性を考慮するためにも、事業地内でのタイワンハブの生息はできる限り抑えておく必要があります。

現場を見たところ、現在、工事に際して防蛇ネットは設置されていなかったような気がするのですが、その辺りの配慮を今後どうしていくのか、さらに事前調査の中でタイワンハブの確認があったかどうかを確認していただき、タイワンハブがすでに侵入しているのであれば、駆除作業を工事と並行して行うということも重要になると思いますので、そのあたりの配慮も可能であれば書き加えていただきたいと思います。

<事務局>

いただいた意見については、事業者へ確認を行い、検討させていただきたいと思いません。